

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人澤田修の上告趣意は、憲法三一条違反をいうが、実質は単なる法令違反の主張であつて（原審が、検察官からの量刑不当を理由とする控訴申立にもとづき、弁護人申請の証拠の取扱をしただけで、第一審判決より重い刑を科しても、刑訴法四〇〇条但書の規定に違反しないことは、当裁判所大法廷判決（昭和二七年（あ）第四二二三号同三一年七月一八日言渡刑集一〇巻七号一一七三頁、昭和三〇年（あ）第一九八四号同三二年二月一五日言渡刑集一一巻二号七五六頁、昭和二七年（あ）第二七六号同三三年七月二日言渡刑集一二巻一一号二三七七頁）の趣旨に照らして明らかである。）、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。また、記録を調べても、同法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四六年二月一九日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	村	上	朝	一
裁判官	色	川	幸	太郎
裁判官	岡	原	昌	男
裁判官	小	川	信	雄